平成２０年５月２３日
日本貸金業協会

会員権の消滅について

今般、下記の協会員が長崎県知事より平成２０年４月３０日付で、貸金業法第２４条の６の５の規定に基づき、登録取消処分を受けました。

これに伴い、同協会員に同日付で定款第９条第２項第２号の規定により協会員たる資格を失った旨通知致しましたので、定款の施行に関する規則第１１条第２項の規定により通知します。

なお、本件の行政処分に係る内容につきましては、長崎県のホームページ（http://www.pref.nagasaki.jp/kenkoho/read/200430_9731.pdf）をご参照下さい。

記

有限会社シークレットサービス
代表者　林　登志雄
（日本貸金業協会会員第００３３８７号）

以上